

JGAP 総合規則（家畜・畜産物）に係る経過措置について

JGAP 総合規則（家畜・畜産物）について、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）等の影響を考慮し、下記の経過措置を設けることといたしました。

記

1. 「11.3 審査員の登録要件」の(3)に関する経過措置：
農場の審査件数を「3 件以上」→「2 件以上」とする。
2. 「11.4 上級審査員の登録要件」の(1)b)に関する経過措置：
公益社団法人中央畜産会が実施する「農場 HACCP 審査員養成研修」を協会の認めるマネジメントシステム審査員研修コースのひとつとする。
3. 「11.4 上級審査員の登録要件」の(2)に関する経過措置：
①農場の審査件数を「15 件以上」→「3 件以上」とする。
②団体事務局の審査件数を「2 件以上」→「1 件以上」とする。
4. 「11.5 上級審査員、審査員の登録の継続」の(2)に関する経過措置：
審査員：農場の審査件数を「年 3 件以上」→「年 1 件以上」とする。
上級審査員：①農場の審査件数を「年 3 件以上」→「年 1 件以上」とする。
②団体事務局の審査件数「年 2 件以上」→ 審査件数を問わない。
5. 条件
上記 4 の経過措置により継続した上級審査員は、継続後に実施した最初の団体事務局審査に関する審査報告書を協会に提出し、審査員力量が良好であることを協会により確認するものとする。
本条件が満たされない場合、審査員資格の失効となることがある。
6. 経過措置期間
2021 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までとする。

以上